特集

職業訓練を通じて見えてきた課題と展望

グローバル化による企業の経営強化や深刻な経済危機は、失業や多くの就労困難者を生み出し、努力するしないにかかわらず簡単にどん底の生活におちてしまう格差社会を生み出した。

特に若年層の就労実態は厳しく、正規雇用の枠は狭く、就職したくても就職できずにフリーターや派遣など非正規雇用の形態での働き方となってしまう。「派遣村」問題でもクローズアップされたように経済情勢の影響をまともに受ける非正規雇用は、厳しい生活を強いられやすい状況にある。このような恒常的となってしまった「すべり台社会」で、滑り落ちることをくいとめようと張られた第二のセイフティーネットの一つが、給付金制度のついた職業訓練であった。

2009年から始まった基金訓練(職業訓練)は、雇用保険を受給できない人を対象とし、訓練自体を民間が行ない、そのプログラムも基礎、実践コースや社会的事業者等コースを設けるなど、今から考えると比較的柔軟性のある訓練であった。民間の発想や経験が生かされ、戦後の失業対策事業の中から生まれてきたワーカーズコープとしても、この職業訓練を通じて失業者自らが訓練からともに仕事をおこせるようにと相当数の訓練に取組んできており、訓練卒業後に訓練生がワーカーズコープを立上げ起業した例もある。

一方で、その柔軟さゆえに、訓練主旨とはかけ離れた一部事業者の営利的な運営や、ただ単に参加し給付金を受け取るだけといった受講生の積極性の問題などが強調され、2011年から始まった新たな職業訓練である「求職者支援制度」にいたっては、事業実施者、訓練受講生の両方にとってかなりハードルの高い職業訓練となっている。

また、このような硬直化した職業訓練(求職者支援制度)が生活保護の受給条件に組み込まれようとしてきている。

先日厚労省から発表された生活保護制度改革案の中間とりまとめによれば、求職者支援制度の訓練中に理由なく訓練を離脱したり、就労できる見込みがあるのに訓練を受講しないものは生活保護打ち切りの対象とする報告があった。

第二のセイフティーネットの職業訓練 (求職者支援制度) に引っかからなければ (引っかかる気がなければ)、最後のセイフティーネットである「生活保護」にも引っかかることができない恐れがでてきた。本来は、第二のセイフティーネットとなる職業訓練 (求職者支援制度) などを充実させ、さまざまな人たちを受け止められる仕組みにすべきである。

東日本大震災の被災地でも同様であり、被災地の人々が「働くことのできる生活」という支援をうけるためにも、柔軟な職業訓練・公的就労の提供がもとめられる。

被災地での厳しい状況は失業保険が切れるこれからであり、生活基盤の拡充や、仕事がある生活など復興にむけたトータルの支援が求められる。宮城県登米市ではじまったワーカーズコープの起業型の職業訓練(緊急雇用)は、被災地各地での自立的な仕事おこしへとつながるきっかけとなっており、また、労協連が提起する完全就労社会の実現を目指す「公的訓練・就労制度」の具体的な先行事例として期待される。

ワーカーズコープも職業訓練だけではなく、ニート、ひきこもりの若年層への支援や生活保護世帯の総合支援に全国的に取組んでおり、就労以前の日常生活ができるまでの助走部分にもかかわっている。今回の特集で見えてきたものは、隙間だらけの「セイフティーネット」をつなぎ、こぼれ落ちた人たちをいかに包摂できる制度とするか国や地方自治体に提言すると同時に、地域の様々なネットワークで受け止め、受け入れる工夫が必要となっている。「雇用」される関係だけでない働き方も一つの選択肢としてとらえ、地域で「働く」、「暮らす」、「生きる」を結んだ幅広い労働政策が求められる。